

# 広報家畜衛生

平成31年1月21日発行  
徳島家畜保健衛生所  
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目  
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938  
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田  
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

家畜保健衛生所ホームページURL  
<http://www.pref.tokushima.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090>

## 定期報告の時期になりました！

家畜伝染病予防法に基づき、毎年2月1日時点の「家畜の飼養状況」「飼養衛生管理状況」等について、報告をいただいています。

当所では飼養衛生管理基準の遵守状況を確認させていただくため、順に農場へ立入りますので、その際に定期報告書を提出してください。

### 1. 定期報告書

家畜の所有者は2月1日現在の家畜の飼養状況（家畜の所有者、飼養頭数、畜舎数など）を記入してください。

### 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

遵守状況について自己チェックしてください。



### 3. 添付書類

#### (1) 農場の平面図

畜舎の配置や、衛生管理区域の範囲、消毒設備の場所、畜舎ごとの飼養頭数、飼養密度など

#### (2) 埋却地の確保状況に関する書類

### 4. 定期報告の重要性

万一、口蹄疫等家畜伝染病の発生があった場合、その被害は最小限にとどめなければなりません。そのためには、家畜保健衛生所は、どこでどのような家畜がどれくらい飼われているか、毎年、きちんと把握しておく必要があります。ご協力よろしくお願いいたします。

## 飼養衛生管理基準の遵守状況 チェックが詳細化しました！

平成30年8月から中国においてアフリカ豚コレラが続発しており、さらに岐阜県において現在までに6件の豚コレラが発生しています。また、本格的な渡り鳥の飛来シーズンを迎え、鳥インフルエンザウイルスの養鶏農場への侵入を防止していくことも重要です。今一度、危機意識を共有することが重要です。そこで飼養衛生管理基準で特に重要と考えられる項目について、「遵守状況の確認」が詳細となりました。皆様にはご面倒をおかけしますが、御協力よろしくお願いいたします。

## 今年の春節は2月5日です！

※春節とは旧暦の正月のことです。  
中国や台湾などでは、新暦の正月より盛大に祝賀され、数日間の祝日が設定されています。この間に、たくさんの中国・韓国人等が日本に訪れます。

現在、中国等の近隣諸国において、家畜伝染病が続発しています。これから春節やオリンピック・パラリンピックを迎え、人や物の動きが一層激しくなると、家畜伝染病の侵入リスクが高まることから予想されます。畜産関係者は発生地への渡航は控え、飼養衛生管理基準の厳守に努めてください。

万一、海外旅行に行かれる際は、以下の点に留意してください。

- ・畜産関係施設や生きた家畜等を売る市場へは立ち入らない。
- ・帰国時にはお土産や個人消費用品でも肉製品（牛肉・ビーフジャーキー・ソーセージ等）を持ち帰らない。
- ・帰国後1週間は、必要がある場合を除き、畜舎に入らない。
- ・海外で使用した衣服や靴を衛生管理区域に持ちこまない。万一持ち込む場合には洗浄、消毒等をしっかりと行なうこと。

◆◆家畜に異常を認めたら、直ちに当所に連絡ください◆◆

<連絡先> 徳島家畜保健衛生所 ☎088-631-8950  
阿南支所 ☎0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。